

阪神・淡路大震災についての救援・

復興に関する特別立法について

—その時系列的概観(2・完)—

大森政輔

目次

- 一 はじめに
- 二 救援・復興の体制づくり
- 三 救援・復興のための特別立法
・大震災当日から二月一七日まで
(以上前号)
- 四 二月二四日以降
おわりに

三 救援・復興のための特別立法(続き)

〔二月二四日〕

二月二四日には、阪神・淡路大震災の救援・復興関連経費を盛り込んだ平成六年度補正予算(第2号)が国会に提出された。その規模は、一兆二二三億円で、歳出は、災害救助等関係経費一四一〇億円、災害廃棄物処理事業費三四三億円、

災害対応公共事業費六五九四億円、施設等災害復旧費五四四億円、災害関連融資関係経費九一三億円、地方交付税交付金三〇〇億円その他からなり、災害関係の税の減収額六〇二〇億円を見込んだうえ、その財源は、公債一兆五九〇億円(建設公債七九四億円、特例公債八一〇六億円)の発行で賄うとするものである。この補正予算の審議は、速やかに行われ、同月二八日には成立した。

するために必要な財源を確保するためのものであって、平成六年度において、財政法第四条第一項ただし書の規定等により発行される公債のほか、前記補正予算において見込まれる租税収入の減少を補うとともに、補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができること等とすることを内容とするものである。

9 阪神・淡路大震災に対処するため平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律(平成七年法律第一七号)

この法律は、阪神・淡路大震災に対処

10 平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成七年法律第一八号)

この法律は、①阪神・淡路大震災に係る国税の減収に伴う地方交付税への影響額(一七七二億八千万円)について、地方交付税の総額を第一次補正予算の額に固定し、第二次補正では減額を行

わないこと、②被災地方公共団体等の特別の財政需要を賄うため、地方交付税の総額(特別地方交付税分)に三〇〇億円を加算することを内容とするものである。

11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第一六号)

この法律は、総理府および九省(大蔵・文部・厚生・農林水産・通商産業・運輸・労働・建設・自治)の各所管事項

について、地方公共団体等に対する特別の財政援助ならびに社会保険加入者等についての負担の軽減、中小企業者および住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めるものである。その内容は多岐にわたっているが、その概要は、次のとおりである。

(1) 激甚災害に対処するための特別の

財政援助等に関する法律に基づく公共土木施設復旧事業等に関する特別の財政援助等の適用される地方公共団体を兵庫県及び阪神・淡路大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるもの（神戸市など九市七町が後記の政令により指定された）と規定した。

(2) 特段の財政援助が必要な施設の災害復旧事業について補助を行うこととし、①公共土木のうち、公園・街路・都市排水施設、改良住宅、上水道・簡易水道等施設、工業用水道施設、一般廃棄物処理施設、交通安全施設については、補助率は一〇分の八、公立の精神薄弱者援護施設・老人福祉施設・社会事業授産施設については、補助率は三分の二、②社会福祉法人の社会福祉施設のうち、身体障害者更生援護施設・精神薄弱者援護施設・老人福祉施設・社会事業授産施設については、補助率は三分の二、③公共施設のうち、警察施設、消防施設、公立病院、公立火葬場・と畜場、中央卸売市場については、補助率は三分の二、④民間施設のうち、商店街振興組合等、日本赤十字社等および政策医療を行う民間病院については、補助率は二分の一、⑤神戸港埠頭公社の岸壁については国庫補助（クレーン・ヤード等については無利子融資）を行う。

(3) 融資について、①商工中央金庫の災害復旧貸付の限度額の引上げ、②中小企業信用保険の無担保・無保証人保険の別枠の追加・填補率の引上げ等、③設備近代化資金の新規借入金金の償還期間の延長、④住宅金融公庫の災害復興貸付の据置期間・受付期間の延長等を行う。

(4) その他のものとして、①船員保険について、事業所の休業による休業者や失業者とみなしての失業保険の給付、②新卒内定者を能力開発給付金の支給対象とする等雇用安定事業の対象化、③医療保険等における一部負担金の免除、④社会保険等保険料の免除、⑤特定の地方公共団体においては平成六年度に加え同七年度においても歳入欠陥債を発行することができることとする。

この法律は、二月二十八日に成立し、同日、これを受けた政令九件が制定された。いずれも長い題名のものであるから、略称で紹介すると、①法律第二条第一項の特定被災地方公共団体である市町村を定める政令（平成七年政令第四〇号）、②激甚災害指定政令の一部改正政令（同第四一号）、③法律の厚生省関係規定の施行等に関する政令（同第四二号）、④法律による農業者年金の保険料の追納の特例に係る加算額を定める政令（同第四三号）、⑤法律の通産省関係規定

の施行に関する政令（同第四四号）、⑥法律による神戸港の外貿埠頭等の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設等を定める政令（同第四五号）、⑦法律第七六条の都市施設を定める政令（同第四七号）、⑧法律第七七条第一項の規定による貸付金の金額の限度等に関する政令（同第四七号）、⑨法律第七九条の消防施設等を定める政令（同第四八条）である。

12 阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法（平成七年法律第一九号）

この法律は、阪神・淡路大震災の影響により、国等との関係で期間を徒過して不利益を負うことに対する救済措置を講じたものであり、その概要は、次のとおりである。

(1) 特定権利利益、すなわち、法令に基づき行政庁の処分（平成七年一月一七日以前に行つたものに限る）により付与された権利であり、または法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関に求める権利であつて、その存続期間が同日以降に満了するものについて、これらの法令の施行に関する事務を所管する国の行政機関の長または委員会は、阪神・淡路大震災により被害を受けた者の

特定権利利益であつて、その存続期間が既に満了したものを回復させ、またはその存続期間を保全するため必要と認めるときは、その満了日を平成七年六月三〇日を限度として延長する措置を、対象となる特定権利利益ごとに、地域を単位とした当該措置の対象者および延長後の満了日を告示により指定して行うことができる（第三条第一項）。

(2) 前記延長の措置のほか、震災により被害を受けた者が理由を記載した書面によりその特定権利利益に係る満了日の延長の申出をした場合には、同日までの期間を指定してその満了日を個別に延長することもできる（第三条第二項）。

(3) 法令に基づき平成七年一月一七日から同年四月二十七日までの間に履行されるべきであるとされている義務が履行されなかった場合において、当該義務が同月二十八日までに履行されたときには、その不履行について行政上および刑事上の責任（過料に係るものを含む）は問われない（第四条第一項）。

(4) 震災の影響のため(3)の措置をその後も継続して実施する必要があると認めるときには、その義務ごとに、その期限を政令で定めることができる。

この法律によるこれらの措置については、他の法令に別段の定めがある場合は、

は、その定めるところによれば足りる(第三条第三項、第四条第三項)。例えば、国税通則法第十一条によれば、国税庁長官等は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、請求、届出その他書類の提出、納付または徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる

と規定され、これを受けて同施行令第三条は、①国税庁長官は、都道府県の全部または一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、期限までに所定の行為をすることができないと認める場合には、地域および期日を指定してその期限を延長するものとし、②①の場合以外につき、税務署長等は、災害やむを得ない理由により、期限までに所定の行為をすることができないと認める場合には、その行為をすべき者の申請により、期日を指定してその期限を延長するものとされている。現に、平成七年一月二五日付け国税庁告示第一号により、災害救助法の発動が行われた阪神・淡路地域の市・町に国税の納付地を有する者に係り、その期限が平成七年一月一七日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で

定める期日まで延長された。その後、三月一五日付け国税庁告示第二号により、その期限が平成七年一月一七日から同年五月三十一日までの間に到来するものについては、平成七年五月三十一日と指定された。また、公害健康被害の補償等に関する法律第八条の第二項は、災害その他やむを得ない理由により、公害健康被害の認定の更新を認定の有効期間内にすることができなかったときは、その理由のやんだ日から二月以内にそれを申請することができることとされ、今回の震災に際しても、期間の徒過は、この規定によって救済されることができ(この規定は、今国会において、他の事項について同法の一部改正を予定していたため、阪神・淡路大震災の発生に伴い、改正事項として急遽追加されたものである)。

なお、この緊急措置法を受けて、各行政庁は、法第三条第一項に基づく告示をした。その事項は多岐にわたっているが、一例を示すと、国家公安委員会関係(三月一日付告示第二号)では、①古物営業法に基づく行商の許可証の有効期間、②銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃・空気銃の許可期間等、③道路交通法に基づく運転免許証等の有効期間、④警備業法に基づく認定証の有効期間、⑤

犯罪被害等給付金支給法に基づく給付金の支給裁定の申請期間が、いずれも平成七年六月三〇日まで延長された。また、法第四条第二項に基づく義務履行猶予期間の延長についての政令として、阪神・淡路大震災に伴う有価証券報告書の提出に係る期限の特例に関する政令(平成七年政令第一八六号)が四月二日に制定され、証券取引法第二十四条第一項の規定による有価証券の提出期限は、平成七年五月三十一日まで延長された。

13 阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する緊急措置法(平成七年法律第二〇号)

この法律は、阪神・淡路大震災による災害を受けた地域における多数の失業者の発生に対処するため、当該地域において計画実施される公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活を安定させることを目的とするものであり、①労働大臣は、特別地域(激甚災害法における失業給付の特例の対象となる地域のうち、多数の失業者が発生し、または発生するおそれがある地域として労働大臣が指定する地域)において計画実施される公共事業について、失業者吸収率を設定することができること(第二条第一

項)、②公共事業の事業主体および施行主体は、吸収率に該当する数の被災失業者(平成七年一月一七日以後に失業した者で、特別地域内に居住する失業者およびそれ以外の失業者で特別地域内で行われる事業に従事していたもの)を雇い入れていなければならないこと(同条第三項)を定めたが、なお、この法律は、施行の日から五年を経過した後は効力を失うものとされる。

この法律は、二月二十八日に成立し、同日に、同法第二条第二項第一号の法人を定める政令(平成七年政令第四九号)が制定され、法律に定める公共事業の主体とされる特殊法人として、住宅・都市整備公団など八公団および環境事業団など三事業団が指定された。

〔二月二十八日〕

14 雇用保険法施行令の一部を改正する政令(平成七年政令第五一号)

この政令は、兵庫県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であつて、阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧に要する経費について、平成六年度および七年度における施設・設備費補助金の補助率を二分の一から三分の二に引き上げるものであり(附則第九条の追加)、公布の日(三月三日)から施

行された。

〔三月三日〕

15 阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成七年法律第二五号）

平成七年は、いわゆる統一地方選挙の年であり、既に、昨年十一月十八日には、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成六年法律第一〇三号）が制定されて、平成七年三月一日から同年五月三十一までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を二月二十八日以前に行う場合を除き、①都道府県および政令指定都市の議会の議員および長の選挙にあつては平成七年四月九日、②指定都市以外の市、町村および特別区の議会の議員および長の選挙にあつては同月二三日とすることが定められていた。ところが、阪神・淡路大震災による被害が甚大な地方公共団体では、選挙準備事務が間に合わず、また、選挙の執行も困難であることが見込まれた。

この法律は、①平成七年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体で、その区域の全部または一部が阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項に規定する特定被災区域内にある地方公共団体のうち、前記統一地方選挙期日においては選挙を適正に行うことが困難であると認められる市町村として自治大臣が指定する市町村およびその区域を包括する府県の議会の議員または長の任期満了による選挙の期日は、平成七年六月一日とし、②その地方公共団体の議会の議員または長の任期は、平成七年六月一日まで延長する等を定めたものである。

この法律は、三月八日に成立し、これを受けて、同月一〇日、同法施行令（平成七年政令第五四号）が制定されて、選挙人名簿の登録・縦覧期間の特例など必要な手続の特例を定めた。また、自治大臣は、兵庫県選挙管理委員会の意見を聴いたうえ、統一地方選挙期日においては選挙を適正に行うことが困難であると認める市町村として、神戸市、西宮市および芦屋市を指定した。この結果、兵庫県、神戸市および西宮市につき議会の議員の選挙、芦屋市につき議会の議員および長の選挙が六月一日に延期されることになった。

この法律の立案に当たっては、これが憲法第九五条に規定する地方特別法に当たり、住民投票を要することにならないかの問題が慎重に検討された。この地方特別法の範囲に関する見解は分かれていたが、政府の見解は、従前から一貫して次のように解している。

憲法第九五条の規定は、地方自治を尊重する立場から特定の地方公共団体に関する法律の制定について立法者の恣意をチェックする趣旨のものであり、同条にいう「一の地方公共団体のみに適用される特別法」とは、一または数個の特定の地方公共団体の組織、運営、権能等について特例を定める法律をいうものと解すべきである。

この見解を前提とすれば、今回の臨時特別法は、一般的に著しい被害を受けたといえる地方公共団体の最大の範囲を法律で規定したうえ、そのうち具体的に選挙を適正に行うことができない地方公共団体は、府県選挙管理委員会の意見を聴いたうえ自治大臣が指定する市町村およびそれを包括する府県とする仕組みとなっており、未だ「特定」の地方公共団体のみに適用される特別法ではないと解される。選挙を適正に実施することが困難な地方公共団体につき選挙期日の特例を定めるための法律を住民投票に付さなければならぬとするのは、現実的な論議ではなく、この法律の仕組みの程度の一一般化で足りると言うべきであろう。

〔三月七日〕

16 阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立て手数料の特例に関する法律（平成七年法律第三一号）

阪神・淡路大震災に伴い民事に関する紛争が多発することが予想されるので、この法律は、その迅速かつ円滑な解決に資するため、この法律は、前記3の政令により罹災都市借地借家臨時処理法第二五条の二の規定が適用されている地区（兵庫県のうち神戸市など一〇市一町、大阪府のうち大阪市など一二市）に、阪神・淡路大震災発生の日である平成七年一月十七日において住所、居所、営業所または事務所を有していた者が、阪神・淡路大震災に起因する民事に関する紛争につき、同日から平成九年三月三十一までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、その申立て手数料を納めることを要しないこととするものである。この法律は、三月七日に提出されて同月一〇日に成立し、公布の日（三月一七日）から施行されて、大震災発生の日である平成七年一月十七日に遡及して適用される。

民事訴訟費用等に関する法律によれ

ば、民事調停の申立て手数料は、調停を
求める事項に応じて、その価額が三〇万
円までの部分はその価額五万円までと
に三〇〇円、その価額が三〇万円を超え
一〇〇万円までの部分はその価額五万円
までごとに二五〇円、その価額が一〇〇
万円を超え三〇〇万円までの部分はその
価額一〇万円ごとに四〇〇円などと規定
されており、申立ての事項の価額が多額
になる場合には、納付すべき手数料もか
なりの額に達するので、それを免除する
ことは、被災者の負担を軽減し、ひいて
は調停による紛争の迅速かつ円滑な解決
に資することとなる。

〔三月一四日〕

17 阪神・淡路大震災に伴う法人の破
産宣告及び会社の最低資本金の制限
の特例に関する法律（平成七年法律
第四二号）

この法律は、題名にも表れているとお
り、法人または会社につき、性質の異な
る二つの特例を定めるものである。ま
ず、破産宣告については、阪神・淡路大
震災によりその財産をもって債務を完済
することができなくなった法人に対して
は、清算中である場合、支払不能である
場合または自己破産の申立てをした場合
を除き、平成九年一月一六日までの間

は、破産宣告をすることができないこと
を定める（第一条）。

次に、会社の最低資本金については、
平成二年の商法等の一部改正（平成二年
法律第六四号）により、株式会社につい
ては一〇〇〇万円以上、有限会社につい
ては三〇〇万円以上とする最低資本金制
度が設けられたが、その施行日である平
成三年四月一日に既に存するものまたは
同日前に定款の認証を受けその後成立
したものについては、施行日から五年間
の猶予期間が設けられ、その間に増資ま
たは他の会社に組織変更をすれば足りる
こととなっている（同法附則第五条・第
一八条）。ところが、阪神・淡路大震災
により、これを充たすことが一時的に困
難となる会社もあると見込まれるので、
大阪府および兵庫県に登記された
本店が所在する株式会社および有限会社
については、一律に、前記猶予期間を一
年延長することを定める（第二条）。

この法律は、三月一四日に提出されて
同月一七日に成立し、公布の日（三月二
四日）から施行された。

18 被災区分所有建物の再建等に関す
る特別措置法（平成七年法律第四三
号）

この法律は、大規模な火災、震災その

他の災害により滅失した区分所有建物の
再建等を容易にし、被災地の健全な復興
に資することを目的とするものであり、
一般法として仕組まれているが、阪神・
淡路大震災からの復興を当面の目的とす
るものであることは、言うまでもない。

現行の建物の区分所有等に関する法律
によれば、①区分建物の価額の二分の一
以下に相当する部分が滅失した場合は各
区分所有者が滅失した共用部分および自
己の専有部分を復旧することができ、ま
た、それ以外の一部滅失の場合は管理組
合の集会において区分所有者及び議決権
の各四分の三以上の多数による決議で、
滅失した共用部分を復旧することができ
（第六一条）、さらに、②老朽、損傷、一
部の滅失その他の事由により、建物がそ
の効用を維持、回復するのに過分の費用
を要するに至ったときは、区分所有者お
よび議決権の各五分の四以上の多数の決
議で、建替えをすることができる（第六
二条）。

しかし、今回の大震災により多数の例
が見られた区分建物の全壊の場合には、
そもそも区分所有関係が消滅し、その敷
地権の共有関係が残るにとどまる。した
がって、その敷地権が所有権である場合
でも、共有者全員の同意がなければ、そ
の地上に建物を再建することはできない

こととなる（民法第二五一条）。

この法律は、このような事態に対処
し、災害により滅失した区分所有建物の
再建等を容易にし、被災地の健全な復興
に資するためのものである。その概要
は、①政令で定める災害により区分所有
建物の全部が滅失した場合には、再建の
決議のため敷地共有者等による集会を開
くことができ（第一条）、②前記政令の
施行日から三年内に、敷地共有持分等の
割合による議決権の五分の四以上の多数
で、滅失したものと主たる使用目的を同
一とする建物を建築する旨の決議（再建
の決議）をすることができる（第二条、第
三条）、③この制度による再建を確保す
るため、政令の施行日から起算して一月
を経過する日の翌日以後政令の施行日か
ら起算して三年を経過する日までの間
は、敷地共有者等は、分割の請求をする
ことができない（第四条）とするもので
ある。

この法律は、三月一四日に提出されて
同月一七日に成立し、公布の日（三月二
四日）から施行された。また、同日二二
日には、被災区分所有建物の再建等に関
する特別措置法第二条第一項の災害を定
める政令（平成七年政令第八一号、三月
二四日公布）が制定され、阪神・淡路大
震災が再建決議をすることができる災害

として指定された。

19 住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令（平成七年政令第六五号）

阪神・淡路大震災により滅失または損傷した住宅に居住していた者等の居住の安定と被災地における住宅の建設を促進するため、住宅金融公庫の災害復興住宅貸付金の限度の引上げ（例えば、住宅購入については八〇〇万円の特例加算）および区分所有建築物の建替えを行う地方住宅供給公社等に対する貸付金の利率の引下げ（例えば、公社分譲住宅建設資金については、四・三％を三％に軽減）等の措置を講ずるものである。

この政令は、公布の日（三月一七日）から施行されたが、改正後の規定は、阪神・淡路大震災に関する特例措置については、住宅金融公庫が一月一七日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けから適用されることとされた。

20 勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第六一号）

財形持家融資について、既に融資を受けている被災勤労者についてその返済負担を軽減するため、貸付け条件の変更を

行うことができることとするともに、阪神・淡路大震災の発生当時に居住していた住宅が滅失した勤労者とその住宅に代わるべき住宅を取得した場合等において、特別の条件（例えば、既に分譲貸付け等に係る住宅の分譲を受けていても更に融資を受け得ることとし、五年を限度として据置期間を設けることができ、据置期間に応じて償還期間を延長することができるなど）で貸付けを受けることができることを定めるものである。

この政令は、公布の日（三月一七日）から施行されたが、改正後の規定は、既貸付けの返済条件変更については、一月一七日以降の返済分から、また、特別の条件による貸付けについては、一月一七日以降に雇用促進事業団等がその申込みを受理したのから適用されることとされた。

〔三月一七日〕

21 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第七六号）

阪神・淡路大震災により滅失した住宅に居住していた者等に賃貸するために建設される特定優良賃貸住宅の建設に要する費用に係る国の補助の割合を引き上げるもので、①阪神・淡路大震災により相

当数の住宅が滅失した市町村で住宅の被害程度について被災市街地復興特別措置法（前記8参照）第二条の建設省令で定める基準に適合するものの区域内において阪神・淡路大震災により滅失した住宅に居住していた者、または②当該市町村の区域内において実施される都市計画法第四条第一五項に規定する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法第二条に定める市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い必要となつた者、に賃貸するために行われる特定優良賃貸住宅の建設に要する費用については、国の補助の割合は、五分の四（原則は三分の二）とするものである。

この政令は、公布の日（三月二三日）から施行されたが、改正後の規定は、同日以後に建設の工事に着手する特定優良賃貸住宅から適用されるものとされた。

〔三月二三日〕

22 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第九四号）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によれば、教職員給与費等の国庫負担を行う際に

は、各月一日現在の当該学校に在籍する児童生徒により編成される学級数に基づき教職員定数が算定されることとされている。ところが、阪神・淡路大震災に伴い、兵庫県においては、一時的に県外などへ避難している児童生徒が多数にのぼり、近い将来には相当数が被災地に戻ってくる予見があるので、平成七年度の学級編成については、あらかじめ当該年度内に戻ってくる児童生徒数を見込んで行うこととしている。

そこで、この政令は、一般の年度改正のほか、阪神・淡路大震災対策については、国庫負担を行う際の算定の基準となる標準定数についての兵庫県に限つた特例として、平成六年五月一日現在の同県の校長教諭等定数（指導方法改善定数及び研修等定数を除く）から自然減（一・二％）を除いた数を上限として、平成七年度末までに同県に戻ってくる見込まれる児童生徒数を基礎として、文部省令の定めるところにより算定される定数を保障することとするものである。この政令は、三月二七日に公布されて四月一日から施行された。

〔三月二四日〕

23 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

律の一部を改正する法律（平成七年法律第四八号）

阪神・淡路大震災に関する国税関係の臨時特例措置の第二弾であり、前記4の法律の一部改正として行われた。

この法律による措置は、所得税から関税、印紙税まで広範囲の税目に関するものであり、その内容を詳細に紹介することは控えるが、その概要は、次のとおりである。

(1) 被災者・被災企業の被害に対する対応

- ・ 所得税につき、①大震災により住宅が居住の用に供することができなくなった場合の住宅取得促進税制の適用の特例、②財形住宅貯蓄等の要件に該当しない払出しの遡及課税等の特例
 - ・ 法人税につき、③震災損失の繰戻しによる法人税額の還付、④法人の利子・配当等に係る源泉所得税額の還付
 - ・ 相続税・贈与税につき、⑤課税価格の計算の特例、⑥災害減税法による減免措置の適用基準の緩和
 - ・ 地価税につき、⑦被災土地等に対する地価税の減免、⑧応急仮設住宅敷地等に係る地価税の免除
- (2) 被災地における生活・事業活動の復旧に対する対応
- ・ 所得税につき、①給与所得者等が住宅

資金の貸付けを受ける場合の課税の特例

- ・ 所得税・法人税につき、②被災者向け優良賃貸住宅の割増償却、③特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例、④被災代替資産等の特別償却、⑤土地譲渡所得課税の特例
- ・ 登録免許税につき、⑥被災建物に代替する建物を取得する場合の特例
- ・ 印紙税につき、⑦消費貸借に関する契約書に係る特例

(3) その他のもの

- ①買換え特例に係る買換資産の取得期間等の延長、②最低資本金を満たすまでの利益の資本組入れに係るみなし配当の非課税措置等の適用期限の延長、③法人税及び消費税の中間申告に係る特例、④消費税の届出書の提出に係る特例等
- この法律は、三月二四日に提出されて即日成立し、公布の日（三月二七日）から施行された。これを受けて、三月二四日、同法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第九九号）およびいわゆる災害減免政令の一部を改正する政令（平成七年政令第一〇〇号）が制定され、標記一部改正法の施行に伴う必要な細目事項が定められた。

24 地方税法の一部を改正する法律

（平成七年法律第四九号）

この法律は、阪神・淡路大震災についての地方税の特例措置の第二弾である。その概要は、①滅失・損壊した家屋・償却資産に代わるものとして取得等をした家屋・償却資産に係る固定資産税等の特例、②被災市街地復興推進地域内において行われる土地区画整理事業に伴う特定の不動産の取得に係る不動産取得税及び特別土地保有税の非課税措置の創設、③法人関係税の中間申告に係る特例、④財産形成住宅貯蓄等の目的外払出しをした場合の都道府県民税利子割の特例、⑤特定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例、などである。

この法律は、前記23の国税特例法案と同様に、三月二四日に提出されて即日成立し、公布の日（三月二七日）から施行された。これを受けて、三月二四日、同法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第一〇一号）が制定され、国税関係と同様に、標記一部改正法の施行に伴う必要な細目事項が定められた。

25 阪神・淡路大震災に伴う建設工事紛争審査会の申請手数料の特例に関する政令（平成七年政令第一三六号）

阪神・淡路大震災により多数の建設工

作物の崩壊や書類の焼失が生じたため、建設工事の請負契約に関する紛争などが多く発生することが予想される。この政令は、その迅速かつ円滑な解決に資するため、その施行の日に阪神・淡路大震災について罹災都市借地借家臨時処理法第二五条の二の規定が適用されている地区（前記3参照）に、大震災発生の日である平成七年一月一七日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、建設工事の請負契約に関する紛争で阪神・淡路大震災に起因するものにつき、同日から平成九年三月三十一日までの間に、建設業法第二五条の二第一号に規定するあっせん又は調停を申請する場合には、申請手数料を納めることを要しないこととした。

建設業法施行令第二六条によれば、調停の申請手数料は、調停を求める事項の価額が一〇〇万円までは二万円、その価額が一〇〇万円を超え五〇〇万円の部分はその価額一万円まで（ことに四〇円など）と規定されており、その納付免除により、被災者の負担の軽減に資することとなる。

この政令は、三月二四日に制定され、公布の日（三月二九日）から施行されるとともに、阪神・淡路大震災の発生した日まで遡及適用されるので、既納付手数料

料は選付されることになる。

四 おわりに

阪神・淡路大震災の発生から四か月以上を経過し、その救援への取組みにつき、いろいろな立場からの手記、報告等が目に触れるようになった。そこでは、国・地方公共団体を通じて、いろいろな立場から、多様な救援活動が繰り広げられ、それを通じて、多くの教訓等が引き出されていることが判る。

各省庁が集中する霞が関においても、各局各課において、救援・復興のために、その所掌事務・権限の範囲内で、誠心誠意職責を遂行したことは言うまでもない。もつとも、機敏さ・濃淡の度合いには自ずから差異が生じたように思われるが、その場に臨んで主体的にとるべき行動は、担当者個々の創意・工夫に依存するものであるから、そのような差異が生じてもやむをえぬところであろう。特に感銘深かったエピソードを紹介すると、日頃からその知見・能力を高く評価していたA省のY氏は、その当日、大震災の状況を知るや、寒中の避難者に思いを及ぼし、直ちに救援用の防寒毛布多数の救援手配を関係業界に要請し、また、降雨が予想されると、防水用のビニール

シートの手配に及ぶなど、直接にはその所掌事務に属するわけではないが、それに関連するものとしての尽力があったことを仄聞した。平常時には組織が半自律的に作動するから、特に個人プレーに期待するまでもないが、非常時に際しては、機敏な行動をとりうるか否かが、その者の真価を計る物差しの一つとなると言えよう。

このような観点に立って、阪神・淡路大震災に際して自分は何をなしたかを自問するとき、忸怩たるものがあるが、このような救援・復興のための特別立法の跡付けをして記録にとどめる作業をすること、これもささやかな貢献の一つであるとして、宥恕を求める次第である。

最後に、本稿においては、冒頭に述べたように、阪神・淡路大震災の救援・復興のために行った特別立法を跡付け、記録するために、時系列的な概観をした。これを踏まえた「大震災対応緊急立法マニュアル」ともいべきものの作成については、その作業に当たるとき組織が他に存在するはずであるが、そのための参考資料としての試案の作成を手掛けて、別の機会に提示する努力をしてみたい。

(一九九五・四・二六)

(おおもり・まさすけ 内閣法制次長)